

平成 14 年 7 月 10 日  
衛生学・公衆衛生学教育協議会

## 保健所長の医師資格要件に関する要望（要約）

平成 14 年 6 月 17 日付けの地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に  
関する中間報告」に盛り込まれている保健所長の医師資格要件の廃止につい  
ては、私達、全国医科大学の衛生学・公衆衛生学の教授で構成している教育協  
議会として廃止提案の見直しをしていただきたく、ここに、その理由を述べ  
要望する次第であります。

1. 急速に進む人口の高齢化に伴って国民の保健医療・福祉の問題が大きくク  
ローズアップされている今日、予防医学の充実は焦眉の問題であります。
2. 保健所は地域保健法の中でも述べられているように地域の保健医療の中  
心的存在としてその果たす役割は、今後、更に重要なものとなってまいりま  
す。
3. 保健所が地域における公衆衛生の高度専門機関としての機能を十分に発  
揮するためには行政に精通する公衆衛生専門の医師が所長であることが不可  
欠であります。
4. 保健所は地域保健医療計画の策定や感染症や食中毒などの危機管理や医  
療監視や薬事監視など保健と医療にかかわる専門的な業務が多く、これらは  
いずれも公衆衛生の専門医師による判断が基本となります。
5. イギリスをはじめ欧米諸国においても国はもとより地方衛生部局におい  
ても、責任者（長）は医師であることが多く、開発途上国においても医師で  
あることが当然の事となっております。単なる医師という専門職のエゴとい  
う低い次元でなく、最も重要な国民の健康を専門職として誰が守っていくの  
かと言う大事な視点に立って考える必要があります。
6. わが国の医学教育においても従来のような病気・病人しか診られない医師  
を育てるのではなく予防や介護を含めた広く地域住民の健康問題に取り組める  
ような医師を育てるよう、現在大きな改革が行われております。
7. 医科系大学における調査・研究ならびに社会医学の実習等や平成 16 年か  
ら発足する臨床研修のプライマリ・ケアの実習についても医師である保健所  
長に指導医としての役割を期待しております。

# 保健所長の医師資格要件に関する要望書

平成 14 年 7 月 10 日

衛生学・公衆衛生学教育協議会

貴委員会において討議がすすめられてきた「地方分権の推進」については私どももその意義の重大性と必要性に鑑み、最大の関心をもって今回出されました中間報告を拝読させていただきました。しかし、かねてより議論されてきました「保健所長の医師資格要件の廃止」については国民の健康にかかる重大な問題として慎重な審議と「規制廃止」の取下げを要望します。

## 1. これから地域医療と保健所長の役割について

貴委員会においても「保健所に医師が必須であることは明らかである」とは認められておられます。必ずしも「所長が医師である必要はない」ということですが、保健所の社会的機能を考慮した場合、住民の健康を守っていく第一線の機関の責任者が医学の重要な一分野である公衆衛生の専門家でなくて良いのでしょうか。社会的に果たす医師という専門職の責任は医師法の第一条にも明確に盛り込まれているように「よりよい医療の提供と公衆衛生の向上」であります。これからは病気・患者しかみないような医師でなく予防や福祉・介護を含めた広い視点からの地域医療への取り組みが医師の責務として重要になってきます。これら地域医療を公衆衛生という広い視点からコーディネートしリードしていくのが保健所長の重要な役割であると考えます。

## 2. 今後の高齢化社会における予防医学の充実強化について

人口の高齢化と医療の高度化などに伴って国民医療費は平成 13 年度には 30 兆円を超え、このままでは毎年、数兆円づつ増加していくだろうといわれています。また介護保険についても今後高齢化が一層進む中で財政的にも人的にも不足をきたすことが予測されます。このような見とおしの中で、今後最も力を入れなければならないのは予防医学の強化であります。そのためには市町村や保健所など行政機関の企画・立案能力や医師会など民間活力を活用するための調整能力が求められます。保健所長は地域における前線指揮官として公衆衛生の専門的な訓練を受けた医師である必要があります。部下が専門家であれば指揮官は素人でもよいと言う考えは本末転倒であると考えます。地域の医師会をはじめ歯科医師会、看護協会など医療関係団体をきちんとリードしていく力をもった公衆衛生の専門医が必要であります。

### 3. 保健所の医師不足と保健所長の資質について

世界的にも奇蹟といわれるほど高く評価されている結核を始め伝染病の激減や平均寿命の延長、さらには阪神淡路大震災の時に1件も伝染病や食中毒患者を出さなかったことなど、保健所が予防医学の分野で果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。しかし、これまでわが国における医学教育があまりに臨床に偏重してきたため公衆衛生が軽んじられ保健所に行く医師が少なかったのは、我々自身も反省しているところであります。

しかしながら先にも述べたように、今日医学教育は大きな変革をし国家試験や医学部共用試験においても社会医学は重要な部分を占め、今後は医療も医師も大きく変革するものと考えております。即ち、予防医学も医師の重要な責務として認識し公衆衛生分野に活躍したいと言う優秀な若い医師が増加しております。

推進会議でも認めていたように組織のマネージメント能力と保健医療の専門性を兼ね備えた人材が保健所長として供給される下地が形成されているということです。保健所の所長がマネージメント能力だけの素人になれば優秀な医師は保健所に勤務する事を望まなくなるでしょう。また医師は専門職としてスタッフでよいという意見もありますが、欧米と異なりわが国においてはスタッフ制度は行政の仕組みでは十分に活かされていないのが現状です。保健所長というしっかりした責任ある地位と専門性がマッチしてはじめて公衆衛生の前線指揮官としての能力が対外的にも発揮できるという現実を理解して頂きたいと考えます。

### 4. 現在の地域保健の諸問題と保健所長の役割について

公衆衛生や治療の発達により一時は少なくなった結核が最近増加し平成11年には厚生省は「結核の緊急事態宣言」を出したことはご承知のとおりであります。現在でも毎年5万人近い新たにかかった結核患者が報告されています。またO-157病原大腸菌による腸管感染症が全国多くの地域で発生し子供や老人の命を奪っていることもご存知と思います。またWHOの報告ではエイズの感染者数は年々増加し世界で4000万人を超えてると言われています。しかも先進国の中で日本は数少ないエイズ患者が未だに増加しつづけている国の一つであります。また近年エイズの治療についても19種にもおよぶ新薬が開発されているにもかかわらず、早期発見された患者が必ずしもきちんとした治療プログラムにのらないという悩みもあり、この点についても保健所機能強化が望まれているところであります。このほか、最近世田谷区の病院で起きたセラチア菌による院内感染で7人の死亡者が出ていたという悲惨な状況が報道されました。このような事故は全国あちこちで見られてお

ります。国民が安全だと信じて食べた食品が原因で食中毒やがんになったり、病気を治してもらうために入院した病院で院内感染で死んでしまうというようなあってはならないことがまだまだ多々起きているといふ現状を十分に認識する必要があります。

これからも国民の健康を守っていくためには保健所の危機管理能力など一層強化されなければならない分野が多くあります。そのためには医学と言う専門知識を持った優秀な医師を所長として迎える処遇と体制を整えるこそ大切なのではないでしょうか。

## 5. 医師の臨床研修必修化と保健所長の役割について

平成16年から医師法が改正され臨床研修が必修化されるとともに予防医学を含めたプライマリ・ケアが重視されることになります。保健所は予防医学の第一線機関として、若い研修医を受け入れて指導することになります。当然、医師である保健所長は指導医としての役割を十分に發揮していただくことになります。地域の開業医をはじめ臨床の現場にいる医師が社会福祉や予防医学に対してきちんとした認識と理解を持つことはこれからわが国の医療のあり方の中で大変重要なものと理解しております。

我々衛生学・公衆衛生学教育協議会は、全国の医科大学において衛生学・公衆衛生学の教育・研究の責任を担う者として、真に国民の健康と医療を考えて、現在、適当な人材がいないなどという理由で本来あるべき姿を見失わせるような「保健所長の医師資格要件の廃止」に反対し、逆に現在でも毎年8000人近い若い医師が生まれている状況を鑑み、彼等にとって魅力のある保健所と処遇を考慮すべきではないかと思慮します。